

令和5年度 五霞町社会福祉協議会事業計画

1. 基本方針

3年前から続く新型コロナウイルス感染症の感染拡大も少しずつ落ち着き、人々の交流や活動など市民生活の制限が緩和されるなど活性化の動きを見せるものの、ロシアによるウクライナ侵攻の影響が色濃く、物価の高騰などにより経済活動の停滞が懸念され、引き続き生活福祉資金の相談、貸付件数が増加することが予想されます。

また少子高齢化とさげばれ続けている昨今、『つながりの希薄化』は一層顕著になり、個人や世帯が介護、障がい、子育て、ひきこもり、生活困窮など複数の課題を抱え、公的な支援だけではこの超高齢社会を乗り切ることは厳しくなっております。

こうした状況に対応するためには、多様化する制度や分野、地域住民や団体などの垣根を超えて、『地域共生社会』の実現を目指すことが重要です。

本協議会では、策定した第3次五霞町地域福祉活動計画の基本理念「みんなが集い ふれあい 支えあうまちづくり」に基づき、今後も地域の皆様や各種関係団体、行政機関、専門職等との連携を更に強固にしなが、誰もが安心して暮らすことのできる福祉のまちづくりを推進してまいります。

2. 重点目標

1. 福祉意識の向上

年代を問わず福祉を身近に「我が事」として捉え、自分たちの地域の課題や、将来の在り方などを考えて頂く機会を提供し、地域活動を担う人づくりを推進していきます。

マスク着用ルールの緩和、5月8日から新型コロナウイルス感染症が第5類に移行するなどに伴い、この3年行われなかったことが実施されると想定されます。

それに合わせ、健康福祉まつりにおいては、中学生をはじめとしたすべての住民に対し、福祉やボランティアに接する機会を提供する。また、福祉意識の向上とボランティア人口の増加を図るため、各種ボランティア養成講座を企画していきたいと考えます。

学校教育との連携においては、町シニアクラブ連合会と共催して、スポーツ交流や、昔遊び体験指導、清掃技術講座を実施し、子供たちと高齢者が触れ合う機会を構築し、次世代の福祉に対する一層の理解と関心を啓発する。また近い将来、町内企業や地域団体へも出前講座を行い、福祉の担い手を育成する機会を増やしていきたい。

2. 生活支援の充実

町民が抱える様々な問題を気軽に相談できる窓口（心配ごと相談、法律相談、介護相談）を充実させるとともに、複合的な問題にも対応できるよう関係機関と連携を密に取りながら、総合的な相談支援体制の充実を図ります。

また、生活困窮者や高齢者・障がい者等の日常生活の自立に支援が必要な方には、就労支援や貸付、日常生活自立支援事業等必要な支援を行い、世帯の自立を支援します。さらに、昨今のコロナ禍において社会的に孤立している方や経済的に困窮している方の相談に応じ、関係機関と連携を図りながら自立に向けた生活支援を行います。

3. ボランティア活動の促進と暮らしの安心感の向上

学校や地域との連携を深めながら、次世代を担う子供たちの福祉に対する理解と関心を深めるとともに、ボランティアの育成や活動を活性化し、身近な窓口として五霞町社協ボランティア活動センターに相談や支援の拠点を置き、地域に密着したボランティアのコーディネート及び人材の育成や各種ボランティア団体リーダーの研修を行います。

また、予期せぬ災害時に五霞町災害ボランティアセンターを円滑に設置運営するため、過去の近隣地域の災害ボランティアセンター運営援護の経験を活かしながら、日頃から体制整備や関係団体との連携を図ると共に、災害ボランティアを育成し、災害時に迅速に対応できるよう備えます。

さらに、障害者移動支援事業や在宅福祉サービスセンター事業によって、高齢者や障害のある方などが、安心して通院・外出できるよう公共交通関係機関等と定期的に協議し、その移動の支援を引き続き支援する。

4. 多様な支援・サービスと情報提供の充実

地域住民や地域の多様な主体が「我が事」として参画し、人と人、人と社会資源が世代や分野を超えてつながり、共に支え合う地域共生社会の実現を目指します。

高齢者等が可能な限り住み慣れた地域で、自分らしい暮らしが続けられるよう、医療・介護・予防などの支援・サービス提供体制の構築を推進します・

また、本協議会では、広報誌「社協旬報」、「社協だより」やホームページを中心として、誰もが必要な福祉情報や町内の福祉活動の状況を入手できるよう広く町民に分かりやすく提供します。

5. 社協基盤と組織体制の強化

町民に期待される地域福祉を推進するため、社会福祉法人に求められる経営組織と財務規律の強化、事業運営の透明性の確保を目指す。併せて、関係団体や行政機関等と連携協働し、地域福祉を推進する中核団体としての機能を果たすため、組織機構の改編、業務の見直しを行いながら総合的な体制の強化を進めます。

3. 実施事業

【社会福祉事業】

1. 法人運営事業

(1) 会務の運営

①各種役員会（理事会、監事会、評議員会）等の開催

②会員の加入促進と広報活動

③会員サービスの利用啓発と周知活動

④広報活動

(a) 社協だより（年2回）

(b) 社協旬報（年6回）

(c) 新ホームページの運営

(d) Facebook の活用

組合加入世帯・会員世帯・町内公共施設等へ配布

<http://www.goka-syakyo.or.jp/>

(2) 社会福祉協議会事業・活動

住民に期待される役割を果たしていくとともに国が推進する地域共生社会の実現に向けて、関係機関との緊密な連携協働を進める。同時に職員全体の資質向上にも重点を置き、各種研修会の充実を図り、業務改善及び事務事業の効果的、効率的な運営も行う。

また、エコキャップ活動や入れ歯の回収など誰もが身近に参加できるボランティア活動の周知を図る。

- ① 入れ歯回収ボックス（設置箇所：福祉センター、五霞町役場）
- ② エコキャップ活動（設置箇所：福祉センター、五霞町役場、B & G海洋センター、中央公民館、植竹商店）

2. 共同募金配分事業

配分事業が「じぶんの町をよくするしくみ」として、地域住民の皆様が地域を形成していくための多様な活動に活用されるよう、事業内容を地域の皆様に周知・啓発していくとともに、地域ニーズの把握による資源の開発・事業の実施をすすめていく。

(1) 老人福祉活動

①在宅福祉援助活動

(a) 友愛訪問

外出困難な方の自宅に各行政区のシニアクラブ会長が慰問品持参のうえ訪問する。

(b) 訪問福祉美容

一人で美容院等へ行くことが困難な方の自宅に、美容師が訪問し髪のカットを実施する。（年3回）

(c) 布団クリーニングサービス

寝具類の衛生管理が困難な高齢者等の布団について、洗濯・乾燥・消毒サービスを実施する。(年2回)

(d) ひとり暮らし高齢者等配食サービス

独居高齢者や高齢者のみの世帯で調理の困難な方等に、昼食を配り、安否の確認も行う。(原則 毎月第2・第4水曜日)

(e) おちゃ友会(ひとり暮らし高齢者等給食サービス)

普段外出することの困難な一人暮らし高齢者や高齢者のみの世帯等に食事を提供するとともに、交流を楽しんでもらえる場の提供を行う。(年1回)

②社会参加活動

(a) 単位シニアクラブや同好会活動の振興

(b) ひばりヶ丘大学運営事業

シニアクラブの会員が深い連帯と認識のもと、健康増進、地域でのリーダー育成を目的に運営する。

7月の開講式から始まり、3月の卒業式まで町内外で毎月1回の多種多様な講座・研修を開催する。

③団体援助活動

シニアクラブ連合会の運営補助を行う。

④ ふれ愛ベンチ設置助成

町内の公共施設等に新規にベンチを設置するための助成を行い、高齢者や障がい児・者が安心、安全に過ごせる町づくりを図る。

(2) 障がい児・者福祉活動

身体障害者福祉協議会が行うふれあい事業や、心身障害児父母の会等の活動への助成を行う。

(3) 児童、青少年福祉対策

①公園遊具整備事業

各行政区で設置されている子どもの遊び場・遊具の補修・整備費の助成を行う。

②団体援助活動費

(a) 子ども会育成会の活動を助成する。

(b) 青少年相談員協議会の活動を助成する。

③小中学校高齢者疑似体験講座体験

小中学生を対象に、高齢者疑似体験セットを活用した福祉教育を実施する。

(4) 福祉育成・援助活動

①法外援護事業

行路人援護費用や災害見舞金等をお渡しする。

②AEDの設置

③民生委員児童委員協議会への助成

④各福祉研修

先進地視察研修及び福祉に関する講座等を開催する。

(5) ボランティア活動育成事業

①ボランティア連絡協議会への助成

②団体育成費

各ボランティア団体の運営について助成する。

③ボランティア協力校の助成

小学校2校、中学校1校へ助成する。

④ボランティア養成講座

町民を対象とした各種ボランティア養成講座を実施する。

(6) 歳末たすけあい募金配分事業

各行政区の民生委員及び近隣市町の医療機関に見舞金配分対象者の調査を依頼する。調査終了後、配分委員会で町内の見舞金配分対象者（準要保護世帯、独居高齢者、身体障がい者等）を決定し、担当民生委員が慰問しお見舞金をお渡しする。

3. 健康福祉まつり事業

住民一人ひとりの健康に対する意識の向上と、社会福祉への理解と充実、およびボランティア活動等に対する関心を高めることを目的とし、「健康福祉まつり」を実施する。町内のボランティア団体・福祉関係団体・小中学校・行政・社協から構成される健康福祉まつり実行委員会にて企画・内容の検討をすすめる。

4. 心配ごと相談事業

地域住民の方が日常生活で抱えている悩みについて、4人の心配ごと相談員が傾聴し適切な助言や指導を行う。内容によっては適切な社会資源につなげる。また、専門的な知識が必要とされる日常生活上の問題事項については、無料で弁護士が相談を受ける法律相談を実施する。

引き続き、地域住民の方へ本事業を周知するため、広報やホームページに情報を掲載する。

- ① 一般相談 → 毎月第2・第4火曜日・予約制により午後1時30分より4時まで相談室において実施する。
- ② 法律相談 → 毎月末の火曜日・予約制により午前9時より相談室において弁護士との協力を得て実施する。（先着5名様。但し、町民限定とする。）

5. 善意銀行運営事業

地域住民の社会福祉を推進することを目的に、住民の方々や会社、団体等から善意の金品の預託（金品、使用済切手、ベルマーク、福祉機器等）を受け、善意銀行運営委員会を経由して、各社会福祉事業の資源として払い出しを行う。

今年度も引き続き、フードバンク茨城と連携をしながら、生活困窮者の方に対して、食料提供の支援を行う。また、広報誌や各関係機関を介して、フードバンク・フードドライブ（家庭で余っている商品を寄付する）の周知を図りたい。

また、小口資金貸付事業については、返済支援計画において、返済が滞っている方への相談支援を民生委員と連動して行う。

6. 福祉用具貸与事業

町内在住の高齢者や障がいをお持ちの方、又はケガ等の諸事情により日常生活に支障をきたしている方に、特殊ベッドや車イス、松葉づえ等の貸出しを行う。

対象者の自立や外出の機会を増やし、社会参加を促しながら家族の負担軽減に繋げる。

介護保険の補完としての役割を担いつつ、緊急の依頼に対してもより安全に利用していただけるよう万全の体制を図っていきたい。

経年劣化に伴い新しい特殊ベッドの購入を検討するとともに、訪問点検を行いより安心・安全に利用して頂く。

7. 生活福祉資金貸付事業

低所得世帯や高齢者世帯、障がいをお持ちの方がいる世帯を対象に、経済的な自立や生活の安定を目的として、資金の貸付や相談支援を行う。

また、相談内容に応じて茨城県社会福祉協議会や市町村、県西県民センター、民生委員、ハローワークなどの関係機関と連携しながら事業を展開する。

コロナ禍による特例貸付については、貸付申請期間が終了し償還が開始されたことから、今後は償還猶予に関する相談支援や償還免除を行った借受人へのフォローアップ支援など個々の状況に応じた対応をしていく。

【障害者自立支援事業】

1. 地域活動支援センター事業「太陽の家」

今年度も、感染症防止対策に努めながら、「太陽の家」年間計画を下記の通り実施する。

各利用者の能力に応じた活動として生産活動、リサイクル活動、内職等を実施する。更に、公園や町内道路のゴミ拾いを行う奉仕活動を実施し、地域に還元していく。

また、文化的・趣味的活動を目的とした「太陽大学」カルチャー講座等、さまざまな企画を盛り込み実施する。

健康管理及び体力維持として、毎日のウォーキング、ラジオ体操、年2回のハイキング、運動会等を通し、楽しみながら体を動かす習慣に結び付くよう働きかける。

更に、在宅生活における衛生保持を目的とした入浴支援や、利用者のスキル向上の為の買い物訓練や昼食調理等の生活訓練事業も継続していく。

そして、今年度の新たな事業として、牛乳パックリサイクルを使用した紙漉き作製や、畑で使用するたい肥作りにも挑戦する。

その他外部研修や施設交流を実施し、父母会と協力した事業等は、感染症状況を見て検討、実施する。

【受託事業】

1. 福祉センター「ひばりの里」管理運営事業

町の福祉活動の拠点として地域住民へ情報提供を行い、町シニアクラブ会員の憩いの場やボランティア団体等の活動の場として施設を運営していく。当施設の運営と連動して、ごかみずべ公園の利用申請受付業務も引き続き担う。

また、災害時の町指定福祉避難所の一つとなっており、社協側としては災害ボランティアセンター運営の場所としての拠点化も予想されるので、防災施設としての強化も図っていきたい。

さらに、当施設の指定管理者の立場として、町健康福祉課と随時協議しながら、光熱水費等の維持管理費の節減をはかったり、経年劣化箇所の修繕修理等も経費を抑えつつ実施していきたい。

2. 在宅福祉サービスセンター運営事業

町民主体の福祉サービスの発展を促進させ、町民参加型福祉社会の組織化を目標とする。介護保険系福祉サービスの谷間のニーズや新たなニーズの補充をするため、協力会員の新規募集や、行政・ケアマネジャー・他社会福祉法人・民生委員児童委員等の関連社会資源との連携拡大を図る。令和5年度も新規協力会員を増やすため移送サービス運転者認定講習会の予算を計上している。

また、協力会員の質・量の向上のため、研修会・情報交換会等を適宜開催したい。

3. 日常生活自立支援事業

当事業は、生活力・判断力の欠ける認知症高齢者及び精神障がい者、生活困窮者等の増加により、今後も需要が増加していくと予想される。当事業に該当する潜在的なニーズの発掘のため、関係機関に事業の情報提供を積極的に行い、周知・普及を進めていく。また、相談内容は掘り下げていくほど幅広い分野にわたることから、今後も関係機関と連動して安心して地域で生活ができるように臨機応変に対応していきたい。

また、専門員・生活支援員の知識の涵養を図るため積極的に各種研修事業にも参加していきたい。

【公益事業】

〔介護保険事業〕

1. 指定居宅介護支援事業

要介護認定を受けた方が、今後も住み慣れた地域で自分らしく暮らし続けるために、個々の状況や生活の変化に応じて、介護保険サービスの他、保健・医療・福祉サービスが適切かつ円滑に提供されるよう、連携調整を行う。

医療との情報提供、情報共有を図り、連携強化に努めることで、在宅生活を継続出来るケアマネジメントを実践する。

町内で唯一の特定事業所として、他法人が運営する指定居宅介護支援事業所と共同での事例検討会・研修会を定期的に行う事で、町内の介護支援専門員の資質、専門性の向上を図っていく。

地域ケア個別会議に積極的に参加し、専門職の意見を踏まえ、ケアプランに反映させられるよう、また、新たな地域資源の開発に繋がられるよう、地域包括支援センター・行政・その他の関連機関との連携、協働を強化していく。

ケアマネジメントのプロセスを踏まえたうえで、保険者と共にケアプランの検証をし、「自立支援」に資する気づきを得て資質の向上を図る。

災害や感染症の発生時における緊急時の体制を構築し、安全、安心に業務継続が行えるよう BCP の整備を行う。

2. 指定訪問介護事業

(1) 訪問介護

要介護状態になっても、住み慣れた地域で、利用者の有する能力に応じた自立した日常生活を営むことが出来るよう、専門職と連携を図りながら、「自立支援・重度化防止」を目的に生活面及び身体的支援を行う。

また、訪問時の感染予防対策を継続し、安心してサービスを提供できる環境作りを行うと共に、職員間

での共通認識を深めるため、研修及びミーティングの定期開催を継続し、質の良いサービス提供を行う。

(2) 訪問型サービス（総合事業）

要支援及び事業対象者が、要介護状態にならないように、本人と一緒にやる支援を中心に、利用者の出来ることを増やし在宅での生活に自信を取り戻せるよう、自立した生活に必要な支援を行う。

また、訪問介護同様に、感染症対策を継続・徹底し、安心してサービスを提供出来るよう努力すると共に、訪問介護員の知識技術の向上のため外部・内部研修の充実を図る。

(3) 障害者移動支援事業

屋外への外出が困難な障がい者等が、住み慣れた地域で、社会参加出来るよう支援を行う。

また、感染症等への感染対策継続し、体調管理、検温等の実施及びマスク・手袋の着用を徹底し、安全に移動の支援を行う。

(4) 居宅介護事業

共生社会の実現を目指すため、「障がい」を取り除くための支援が行えるよう、利用者・家族の有する能力とそれぞれのニーズを把握し、障がいがあっても住み慣れた地域で、その人らしい自立した生活が継続出来るよう支援を行う。

定期的な研修及びミーティングを行い、訪問介護員の質の向上と、感染症対策の徹底を継続していく。

(5) あったかサービス

近年、独居高齢者及び高齢夫婦の増加から、利用者からのニーズも多様している中、介護保険や障害者総合支援法では補えない部分の自主事業として活動している。

昨年度より、短時間でのサービス提供を開始し、様々なニーズに応えられるよう柔軟に対応してきた。今年度も同様に、利用者がより豊かな生活を送れるようサポートし、安心して在宅生活が継続出来るよう利用者のニーズに合わせた支援を行う。

3. 指定通所介護事業

(1) 指定通所介護事業

要介護状態になった高齢者に身体的、精神的機能等の維持向上を目的とし、入浴や食事、リハビリテーション、レクリエーション等の継続的な提供及び質の向上を図る為、従業者のスキルアップし、生きがいに繋がるように支援していく。

アットホームな雰囲気作りを意識し、利用者がいきいきとした日常生活の延長を送れるようスタッフの連携や情報共有を密にし、接遇にも力を入れていきたい。各関係機関等との連携を行い、地域に密着したサービスを提供するため、状況に応じたボランティアの受け入れを取り入れていく。

(2) 第一号通所介護事業

利用者がいきいきとした日常生活を送れるよう体力づくりの体操や趣味活動などを主体としたサービスを提供し心身ともに健康な状態維持や外出を行うことでひきこもりの予防を目的とする。

毎日、送迎後のミーティングを実施し、職員の合意形成を図り情報共有を密にしていく。

各関係機関等との連携を行い、地域に密着したサービスを提供するため、状況に応じたボランティアの受け入れを取り入れていく。

4. 地域支援事業

(1) 介護予防ケアマネジメント事業

事業対象者・要支援1・2の方を対象に公正中立な立場で生活機能の低下を防ぐことができるようにケアマネジメントをおこなう。

(2) 通所型サービスC事業

事業対象者・要支援1・2の方を対象に理学療法士等の専門職によるリハビリを少人数でおこない生活機能の維持・改善を3ヶ月の短期集中で実施する。

(3) 一般介護予防事業

《介護予防把握事業》

生活機能の低下の恐れがある地域住民の方を把握し、早期に介護予防に繋げるため、70歳・75歳・80歳（4月1日時点）で要介護認定を受けていない方を対象に基本チェックリストを実施する。必要に応じて、本人宅への訪問や電話、民生委員等からの情報収集を行う。

《介護予防普及啓発事業》

- ① 高齢者の心身機能の低下等を予防するとともに介護予防の普及啓発を行うため、「元気はつらつ倶楽部」を全行政区集会所において毎月15回実施する。五霞シルバーリハビリ体操指導士会と協力し高齢者の健康維持・増進に取り組む。
- ② 「介護予防教室」を年1回以上実施する。歯科衛生士・栄養士等による講話、レクリエーション、脳トレ等を行い、介護予防・認知症予防に取り組む。
- ③ 地域包括支援センターだよりを年2回作成し、介護予防等の啓発に努める。

《地域介護予防活動支援事業》

レクリエーションワーカー養成講座を開催し、地域における介護予防活動の担い手を育成する。

《地域リハビリテーション活動事業》

地域ケア会議や通いの場等へのリハビリ専門職の関与を推進し、地域リハビリテーション活動をすすめていく。

(4) 包括的支援事業

- ① 介護予防支援業務…要支援1・2の方を対象に公正中立な立場で要介護状態にならないようケアプラン作成を行う。
- ② 総合相談支援業務…地域の多機関と連携しワンストップで総合相談に応じる。

- ③権利擁護業務…高齢者が尊厳のある生活を全う出来るように、権利擁護や虐待防止に努め、関係機関と連携し、支援する。五霞町高齢者虐待防止ネットワーク運営委員会を開催する。
- ④ 包括的・継続的ケアマネジメント業務…地域のケアマネジャー等に対し、五霞町ケアマネジャー連絡会を開催、情報交換や連携を図る。地域のケアマネジャーへの支援、ネットワークを構築する。地域ケア個別会議を開催し、ケアマネジャーが抱えている事例に対して多職種による専門的な助言を行い、自立支援の視点を深めサービス提供の質の向上に寄与する。また、地域の課題を明確化する。

(5) 生活支援体制整備事業

民生委員と協力して見守り活動を継続する。地域の支え合いを推進する協議体「ひだまり」（第1層協議体）を開催し、生活支援コーディネーターを中心に行政機関、民生委員、専門機関等が参画し地域資源開発・発掘のための取組を進める。今年度はより身近な地域住民の方をメンバーとして第2層協議体を発足させ、協議体を強化していく。

また、地域の居場所である「どこでも誰でも型居場所」づくりを推進し、居場所づくりボランティア養成講座を実施していく。

(6) 認知症総合支援事業

認知症地域支援推進員を配置し、認知症の人やその家族に対して相談支援を行うとともに関係機関と連携し、支援ネットワークを構築する。認知症初期集中支援チームを配置し、受診やサービスにつながっていない認知症と疑われる方やその家族を支援する。オレンジミーティングを毎月開催し、情報の共有化を図る。オレンジカフェ「Go Cafe 心音」を毎月1回開催し、認知症予防や交流の場として実施する。また、認知症サポーター養成講座を開催し認知症への理解を普及させていく。認知症地域支援推進員と共にチームオレンジへの体制づくりをすすめていく。

(7) 任意事業

介護方法や介護予防、介護者の健康作り等の知識・技術向上のために家族介護教室を開催する。